

社会福祉法人こうれいきょう役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こうれいきょう定款第八条、第二十二条に基づき役員等の報酬等について定めるものである。

(役員等の範囲)

第2条 本規程において役員とは、定款第五条、第十五条に規定された理事及び監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(理事会及び法人業務執行の報酬等)

第3条 報酬は、役員等の職務執行の対価として支払われるものである。理事が理事会に出席したときは、別表1により実費弁償費として支払う。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 役員が理事会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により支払う。

2 理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により支払う。交通費はその実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会に出席したときには、別表1により支払う。

2 監事が理事会出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により支払う。

(監事以外の役員及び評議員選任・解任委員の業務報酬)

第6条 理事長等が理事会及び評議員会及び選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払う。

2 理事が理事会以外の日において理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払う。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払う。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により支払う。

2 苦情対応第三者委員が理事会出席以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表1により支払う。

(出張旅費)

第8条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

名称	報酬
理事・監事の理事会出席 苦情対応第三者委員	5,000 円
理事・監事の法人業務執行	5,000 円
評議員出席報酬	5,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬	5,000 円